

重要事項説明書

(短期入所生活介護サービス)

1. 事業所の概要

当くすのき苑は、「社会福祉法人大垣市社会福祉事業団」が運営しております。

(1) 短期入所生活介護サービスの名称及びサービス地域

名 称	大垣市くすのき苑
所 在 地	大垣市多芸島4丁目6番地1
介護保険指定番号	短期入所生活介護(岐阜県2172101376)
電 話 番 号	(0584) 89-8100
サービスを提供する対象地域	大垣市内及び片道所要時間概ね30分以内の地域(家族送迎の場合、この限りではない。)
定 員	13名

(2) 職員体制(介護老人福祉施設を含めて職員を配置)

職 種	常 勤	非 常 勤	計	
管 理 者(施設長)	1名		1名	
生 活 相 談 員	2名(介専、介護兼務)		2名	
介 護 支 援 専 門 員	3名(介護兼務)		3名	
機 能 訓 練 指 導 員	1名	3名	4名	
管 理 栄 養 士	2名		2名	
医 師(嘱託:内科、精神科)		4名	4名	
事 務 職 員	2名	2名	4名	
介 護 ・ 看 護 職 員	看護師	4名	4名	
	看護職員	2名	2名	
	介護福祉士	29名(内2名介専、介護)	8名	37名
	その他	9名	9名	18名

(3) 居室の概要(介護老人福祉施設と共用)

居室の種類	室 数	面 積	備 考
個 室	9室	100.68 m ²	一階1室、二階8室
2人部屋	6室	128.82 m ²	// 5室、 // 1室
3人部屋	2室	61.62 m ²	// 1室、 // 1室
4人部屋	24室	794.22 m ²	// 9室、 // 15室
合 計	41室	1,085.34 m ²	

(4) その他主な設備(介護老人福祉施設と共用)

設備の種類	室 数	面 積	備 考
食 堂	1室	266.00 m ²	
機能訓練室	1室	40.00 m ²	階段、肋木、平行棒、手滑車
一般浴室	1室	28.00 m ²	
機械浴室	1室	72.00 m ²	特殊浴槽2台
便 所	6室	230.20 m ²	一階3か所、二階3か所
医務室	1室	35.00 m ²	

2. サービス内容

項 目	内 容
①送迎	送迎車等で送迎します。原則として、祝日を除く月曜日から土曜日（午前9時から午後5時の間）です。ただし、その他事情がある場合はご相談ください。
②食事	管理栄養士の立てる献立表により栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。 食事は、できるだけ離床して食堂で食事をしていただきます。 食事時間 朝食 7時30分～8時45分 昼食 12時00分～13時30分 夕食 18時00分～19時30分 *給食業務は業者委託です。
③排泄	利用者の身体状況にあわせた排泄介助を行います。
④入浴	利用者の状況にあわせた入浴方法（一般浴・機械浴・清拭）で行います。
⑤機能訓練	機能訓練指導員により機能訓練を行い、身体機能の維持向上に努めます。
⑥健康管理	医師・看護職員により健康管理に努め、また緊急時等必要な場合には医療機関に責任を持って引継ぎます。
⑦自立への支援	生活のリズム等を考え、寝たきり防止・快適な生活が送れるよう離床支援・教養娯楽に努めます。

3-1. 料金（多床室・従来型個室）

大垣市は、7級地扱いとなり、1単位につき、10,17円です。

ご利用総単位数に10,17円乗じた金額の1割分が、利用料金となりますが、平成30年8月から、一定以上所得者の方については、2割分あるいは3割分が利用料金になります。

以下の表が1日当たりの料金目安です。

① 短期入所生活介護サービス利用料金（日額）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の基本報酬単価	603単位	672単位	745単位	815単位	884単位
加算料金	看護体制加算Ⅰ・Ⅱ 12単位 夜勤職員配置加算Ⅲ 15単位 機能訓練体制加算 12単位 送迎加算 184単位 生産性向上推進体制加算Ⅱ（月1回） 10単位 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位 （療養食加算1食）（8単位） （口腔連携強化加算1回限り）（50単位） 合計251単位				
介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ、ペア加算（1日の総単位数12.6%にあたる単位数）	108単位	116単位	125単位	134単位	143単位
1日分の利用料金地域区分1単位が10.17円算定	9,783円	10,566円	11,400円	12,204円	12,997円
介護保険給付費（9割）	8,805円	9,509円	10,260円	10,984円	11,697円
利用者負担額（1割）	978円	1,057円	1,140円	1,220円	1,300円
介護保険給付費（8割）	7,826円	8,453円	9,120円	9,763円	10,398円
利用者負担額（2割）	1,957円	2,113円	2,280円	2,441円	2,599円
介護保険給付費（7割）	6,848円	7,396円	7,980円	8,543円	9,098円
利用者負担額（3割）	2,935円	3,170円	3,420円	3,661円	3,899円
【食費】					
食費に係る自己負担額（保険外）負担段階別	第1段階	300円			
	第2段階	600円			
	第3①段階	1,000円			
	第3②段階	1,300円			
	第4段階	1,445円			
【居住費】					
居住費に係る自己負担額（保険外）負担段階別		(従来型個室)	(多床室)		
	第1段階	320円	0円		
	第2段階	420円	370円		
	第3段階	820円	370円		
	第4段階	1,171円	855円		

1. 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や、介護保険給付額を超えて利用した場合は、サービス料金を全額お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険（償還払い）から払い戻されます。償還払いの場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる「サービス提供証明書」を交付します。
2. 介護状態区分の変更申請をしている場合は、料金徴収は認定確定後に支払っていただきます。
3. (注1) 食費の自己負担分（1,392円）の内訳、朝食 322円・昼食 545円・夕食 525円を支払っていただきます。

4. 施設サービス利用料金徴収料金・費用を、利用月1か月分を翌月以降に現金でお支払いあるいは翌月の28日に、ご指定預金口座から引き落としさせていただきます。
利用者の方の状況により以下の加算をいただきます。

加算項目	内 容	金 額
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名配置していますので支払っていただきます。	4単位/日
看護体制加算Ⅱ	看護職員の数が常勤換算方法で1名以上配置し、また24時間連絡ができる体制を確保していますので、支払っていただきます。	8単位/日
個別機能訓練加算	個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を提供していますので支払っていただきます。	12単位/日
送迎加算	送迎車により施設及び居宅まで送迎した場合に支払っていただきます。	184単位/片道
療養食加算	医師の食事せんに基づいて療養食を提供した場合に支払っていただきます。	8単位/回
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対して、サービス提供を行った場合に支払っていただきます。	64単位/日
生産性向上推進体制加算Ⅱ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や方策を講じるデーターの提出を行うため、支払っていただきます。	10単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	サービスを直接提供する職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置していますので支払っていただきます。	18単位/日
夜間職員配置加算Ⅲ	基準を上回る夜勤職員を配置していますので支払っていただきます。	15単位/日
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合、同意を得て評価の結果を情報提供しますので支払っていただきます。	50単位/回
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症の行動や心理症状が現れたことにより在宅での生活が困難になった利用者の方について緊急に受け入れをおこなった場合に入所から7日を上限に支払っていただきます。	200単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施していますので、利用された介護保険負担(1ヶ月)の8.3%を支払っていただきます。	8.3%/月
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っている事等を実施していますので、利用された介護保険負担(1ヶ月)の2.7%を支払っていただきます。	2.7%/月
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等の処遇改善を目的とした加算が施行されましたので、介護保険負担(1ヶ月)の1.6%を支払っていただきます。	1.6%/月

4. サービスの利用方法

居宅介護支援事業所を通じてお申し込みください。

5. 当事業所の施設サービスの特徴

(1) 事業所の目的

この事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等に拠り、要介護状態になった方々の自立復帰に向けた各種サービスを提供します。

(2) 運営の方針

利用者の心身の状態を的確に把握し、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事・その他全般にわたる援助を行い利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的な負担の軽減に努めます。

6. 緊急時の対応方法

施設サービスの提供中に利用者の心身の状態に異変があった場合は、利用者の家族に連絡するとともに、家族指定の救急病院もしくは、救急指定病院等へ依頼します。

7. 協力医療機関

医療機関の名称	診療科目	院長名	住 所	電話番号
大垣市民病院	総合病院	豊田 秀徳	大垣市南瀬町4丁目8番地	78-3341

8. 非常災害対策

防災時の対応	別に定める消防計画により対応するとともに、消防署と連絡を密にし、近隣自治会に防災協力を依頼し、非常時の対応を約束しています。
防災設備	自動火災報知器・誘導灯・ガス漏れ報知器等設置しており、カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しています。
防災訓練	消防計画に基づき訓練を行っています。
防火責任者	石丸明美

9. 施設利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会表に記入また職員に届け出てください。
外出	外出の際には、事前に行き先と帰宅時間を職員にお知らせください。
居室等の利用	施設内の居室や設備・器具は、使用方法に従って利用してください。利用により破損等生じた場合は、弁償していただくことがあります。
所持品の管理	原則として利用者又は家族の責任で管理をお願いします。ただし、施設の防災上ライター・マッチ等については職員が預かります。

10. サービス内容に関する問い合わせ等

要望・苦情等申込先及び虐待防止に関する相談窓口

当施設ご利用者相談・苦情窓口	担当：管理者（施設長） 生活相談員	電話	0584-89-8100
----------------	----------------------	----	--------------

当施設以外に、次のところでも相談や苦情を受け付けております。

大垣市福祉部高齢福祉課	(介護保険関係)	電話	0584-81-4111
国民健康保険団体連合会	(保険給付関係)	電話	058-275-9826

11. 苦情解決体制

社会福祉法 82 条の規定により、本事業所では利用者・ご家族等からの苦情に適切に対応する体制を整えました。本事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者、苦情解決総括責任者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることといたします。

- (1) 苦情解決責任者 大垣市くすのき苑 加藤千恵美 (施設長)
- (2) 苦情受付担当者 大垣市くすのき苑 長澤 一史 (相談員)
五島 陽子 (相談員)
- (3) 苦情解決総括責任者 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団 牛場 誠 (事務局長)
- (4) 第三者委員 加藤 誠 (大垣勤労者福祉センター 常務理事) 電話 0584-93-1100
山田 鈴子 (大垣市宇留生女性連合会 会計) 電話 0584-91-2616
大橋奈麻輝 (大垣市社会福祉協議会 事務局長) 電話 0584-78-8181

苦情解決の体制・手順

- (1) 利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情解決総括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- (2) 苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- (3) 苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。
第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受け付けた旨を通知します。
- (4) 苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情総括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- (5) 苦情解決の記録・報告：苦情受け付け担当者は、苦情受け付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び総括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- (6) 解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

12. 身体拘束の廃止について

施設はサービスの提供に当たっては、利用者本人や他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束とその他、利用者の行動を制限する行為を行いません。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、以下の3つの要件を満たしているか、また、その理由、方法、場所、心身の状況、期間等についても十分に検討し、本人・家族への十分な説明をしたうえで同意を得て行います。

- ① 切迫性（利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
- ② 非代替性身体拘束（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない）
- ③ 一時性（身体拘束とその他の行動制限が一時的なものである）

また、実施にあたっては、利用者の心身の状況や対応等についてき記録をするとともに身体拘束の早期解除に向け検討をします。身体拘束の同意期間を超え、なお拘束を必要とする場合は、事前に利用者及び家族に対し、同意を得たうえで実施します。拘束期間については、必要最低限とし、早期解除に向けて取り組みます。

13. 事業者の概要

(1) 事業者

事業者	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
主たる事業所の所在地	大垣市牧野町2丁目150番地1
代表者	理事長 北野 茂樹

(2) 当社会福祉事業団が運営をしている施設

①介護保険法令による施設

介護保険法令に基づき岐阜県と大垣市から指定を受けている事業所の名称	事業所番号	各事業所につき介護保険法令に基づき岐阜県知事と大垣市長から指定を受けている居宅介護サービスの種類
1 大垣市お勝山共生型デイ	2172101384	通所介護・介護予防通所介護
	2112101601	共生型生活介護
2 大垣市中川ふれあいホーム	2192100283	小規模多機能型居宅介護
3 大垣市くすのき苑	2172101376	介護老人福祉施設・短期入所生活介護
4 大垣市お勝山在宅介護支援センター	2172101392	居宅介護支援
5 大垣市中川在宅介護支援センター	2172101418	居宅介護支援
6 大垣市地域包括支援センター お勝山	2102100035	介護予防支援
7 大垣市地域包括支援センター 中川ふれあい	2102100043	介護予防支援

※1・2・3・4・5・6・7については、当事業団による自主事業

② 当社会福祉事業団が大垣市から運営を委託されている福祉施設

8 大垣市養老華園	養護老人ホーム
9 大垣市ケアハウスお勝山	軽費老人ホーム
10 大垣市牧野華園	救護施設
11 大垣市かたらいプラザ	老人福祉センター
12 大垣市中川ふれあいセンター	地域福祉センター
13 大垣市柿の木荘	障害者支援施設
14 大垣市立ひまわり学園(上石津、墨俣を含む)	障害児通所支援事業

令和 年 月 日

施設介護の提供開始にあたり、利用者に対して短期入所生活介護利用契約書及び本書面に基づいて説明しました。

設置者	大 垣 市
運営者	社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
説明者	所 属 大垣市くすのき苑
	氏 名 印

私は、短期入所生活介護利用契約書及び本書面により、事業者から施設介護についての説明を受けました。

なお、介護保険法に基づき、適切な個別処遇の対応を得るために、介護保険法に基づくサービス担当者会議等において私の個人情報を開示（提供）することに同意します。

本重要事項説明書に記載のある事項について、今後『利用料金改定』以外のその他の変更点については、文書の交付に代えて『社会福祉法人大垣市社会福祉事業団ホームページ内 大垣市くすのき苑』Web サイト掲載の重要事項説明書(PDF)の閲覧により確認することを承諾します。

アドレス【https://ogaki-fukushi.jp/in-cluder/contents/03/doc/0001_31.pdf】

※『岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第七条』による。

利用者	住 所 大垣市 町 丁目 番地
	氏 名 印
家族等	利用者との関係
	住 所
	氏 名 印